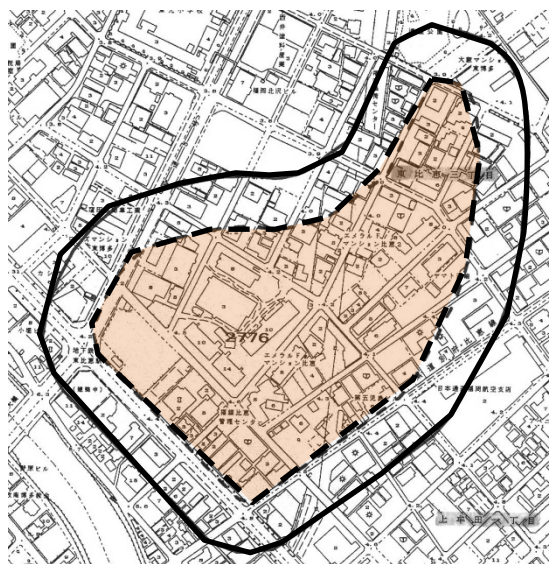


埋蔵文化財包蔵地での工事手続き ガイド

地下の掘削をとまなう土木工事をおこなう際、その土地が埋蔵文化財の包蔵地や隣接地に含まれる場合には、事前に埋蔵文化財課の審査を受ける必要があります。



--- の内側＝包蔵地
- - - の内側＝隣接地
—— の外側＝包蔵地外

包蔵地



事前に ※1

照会・届出が必要

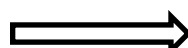
隣接地



事前に

照会が必要

包蔵地外



事前の届出は不要 ※2

ただし、都市計画法第32条にかかる開発行為の場合は、別途協議が必要になる場合があります。

※1 届出は工事着工の60日前までに提出する必要がありますが（文化財保護法第93条）、計画段階での早めの照会・届出の提出を推奨しています。

※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、すみやかに届出をおこなってください。（文化財保護法第96条）

1. 埋蔵文化財包蔵地かどうかを調べるには

① ホームページで「包蔵地外リスト」「包蔵地外地図」を確認

包蔵地外リスト・地図に含まれる

包蔵地外 事前の届出は不要

包蔵地外リスト・地図に含まれない

包蔵地や隣接地に含まれる可能性あり

② ファックスでの問い合わせ

埋蔵文化財課へ
地図と住所をFAXで送信して確認
FAX番号 092-733-5537

③ 市役所の窓口で包蔵地地図を閲覧

市役所14階の埋蔵文化財課で
包蔵地分布地図を確認

注意！ 包蔵地分布地図は随時更新されますので、かならず最新の情報をご確認ください。

埋蔵文化財とは？

わたしたちの祖先が営んできた生活の痕跡の多くは、現在は地下に埋まり、埋蔵文化財として残されています。その埋蔵文化財は、歴史書など文字の記録だけでは分からない各地域の歴史や文化を明らかにし、国民の文化的生活をより豊かにしてくれます。先人たちの生活を今に伝える埋蔵文化財を適切に保護し、後世の人々に伝えていくことは、現代のわたしたちの責務です。

2. 提出書類と審査基準

工事予定地が包蔵地・隣接地の場合は、
埋蔵文化財審査課への照会・届出をおこなってください。

提出書類 (各1部)

様式1 埋蔵文化財の有無について (照会)

+

工事計画図面

位置図 現況図 配置図
基礎伏図 基礎断面図
地盤改良施工図

様式2 埋蔵文化財発掘の届出について

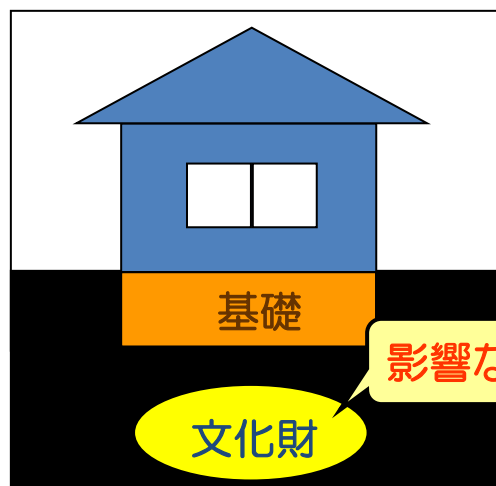
- ・提出書類は、まとめて1部を提出してください。
- ・建築確認申請を出す場合は、事前あるいは同時期に提出してください。着工直前に提出されると、審査結果によっては工事着工が遅れる場合があります。
- ・書類の不備や、工事内容が未確定の場合は、審査を保留する場合があります。
- ・隣接地や包蔵地外の場合は、様式2は不要です。
- ・様式1の照会者名は、施主・事業主が望ましいですが、仲介業者でも可能です。
- ・様式1の書類の下部には、「土地所有者」の署名・捺印が必要です。
- ・様式2の書類には、「施主・事業主」の署名・捺印が必要です。
- ・土地売買等の目的で照会をおこなう場合は、様式1のみで構いません。施主・事業主および工事計画が決まり次第、様式2および工事計画図面を提出してください。

審査の基準

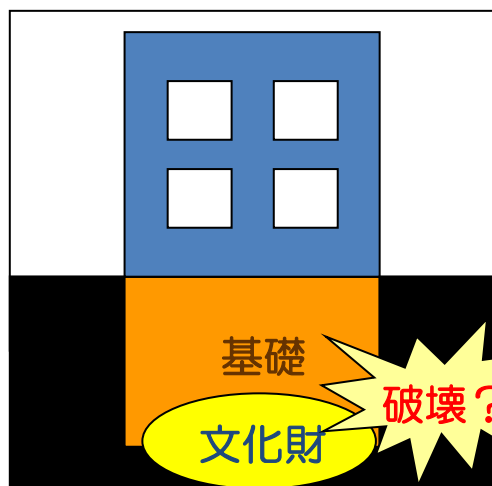
地下にある埋蔵文化財に影響を与えないか

ポイント① 土木工事で掘削する深さ (基礎底の深さ, 地盤改良の有無)

ポイント② 埋蔵文化財が存在する深さ



a. 慎重工事
と回答します



b. 工事立会
c. 要試掘
と回答します

文化財保護法第93条とは?

文化財保護法(昭和二十五年, 法律第二百四十四号)の第93条には、「周知の埋蔵文化財包蔵地」(埋蔵文化財が所在する土地)で土木工事等で土地を掘削する場合には、60日前までに文化庁長官※に届け出なければならないと定められています。また、文化庁長官は埋蔵文化財の保護のために、土木工事の前に記録作成のための発掘調査を実施するなどの指示をおこないます。

※現在では地方分権の推進にともなって、国から県教育委員会へ、さらに政令指定都市では市教育委員会へと権限が委譲されています。

(文化財保護法第189条および文化財保護法施行令第5条)

3. 審査結果とその後の手続き

指示が出るまで、工事着工はできません。
(駐車場造成や外構工事も含みます。)

書類提出から約1週間で、
埋蔵文化財課から審査結果について電話連絡があります。

<工事が埋蔵文化財に与える影響はないと判断された場合>

a. 慎重工事 工事計画の変更なく、慎重に工事を実施してください。
(計画に変更があった場合は、速やかに連絡してください。)

工事着工可能※

文書が発行されますので、市役所14階の窓口で受け取ってください。

<工事が埋蔵文化財に影響を与える可能性が否定できない場合>

b. 工事立会 埋蔵文化財に影響がないか確認するために、
当課の職員が工事に立ち会います。

① 文書が発行されますので、市役所14階の窓口で受け取ってください。

② 工事着工の**1週間前**までに、当課までご連絡ください。
立会を実施する日程・時間帯について、担当職員と協議してください。

立ち会う
タイミング

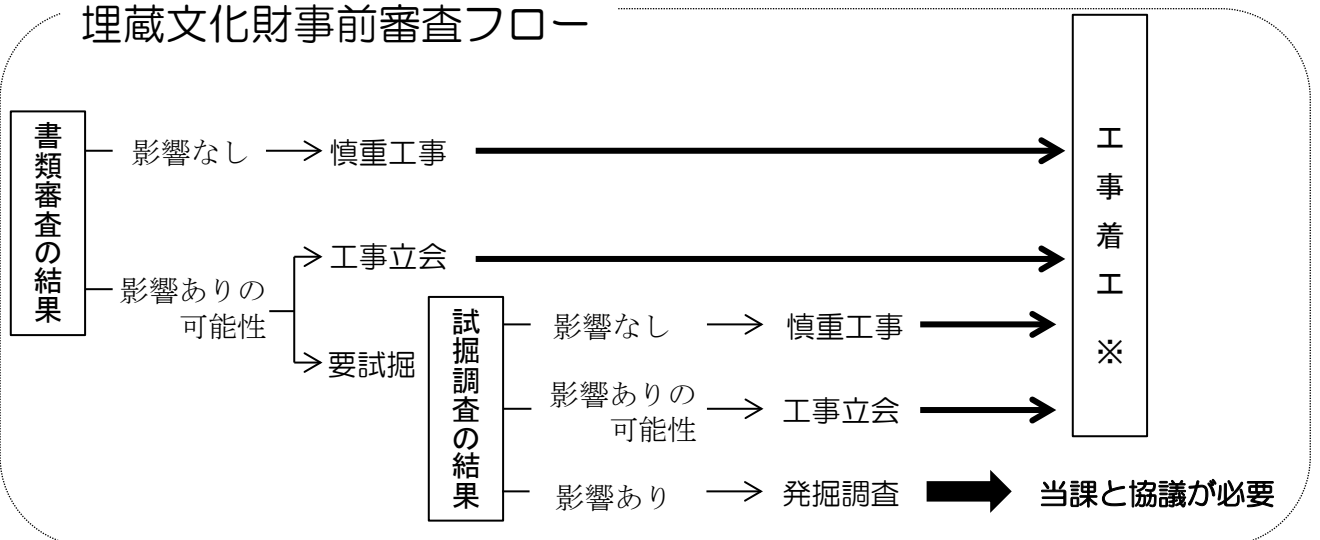
- 基礎根切りの場合 : 掘削後～栗石敷設前
- 表層改良の場合 : 掘削後～固化材投入前
- その他の改良工事 : 柱状改良・杭等打設時

工事着工可能※

③ 工事立会で埋蔵文化財への影響がないか確認した後、
文書が発行されますので、市役所14階の窓口で受け取ってください。

※ 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、すみやかに届出をおこなってください。(文化財保護法第96条)

埋蔵文化財事前審査フロー



<工事が埋蔵文化財に影響を与える可能性が高い場合>

C. 要試掘

文化財の有無や深さを確認するために、敷地の一部を重機で掘り下げる試掘調査を実施します。

① 試掘調査を実施する日程・時間帯について、担当職員と協議してください。

※試掘調査に費用はかかりません。

原則として更地の状態で実施しますので、樹木や埋設物などの障害物はあらかじめ撤去してください。アスファルトやコンクリートで舗装されている場合は、照会者側で試掘調査箇所にかッターを入れてください。（舗装等の現状復旧等もできかねますので、ご了解ください。）

※当日は、かならず関係者の立ち会いが必要です。

重機の騒音等で近隣住民へご迷惑をおかけすることがありますので、事前に挨拶周りをおこなってください。また、埋戻し後の状況確認をしていただきますので、終了時までかならずお立ち会いください。

② 試掘調査後、埋蔵文化財への影響がないか審査され、1週間程度で文書が発行されます。

慎重工事／支障なし

1 4階窓口で文書を受け取ってください。

工事着工可能※

工事立会

着工1週間前までに
電話連絡

工事着工可能※

発掘調査

当課と協議が必要です。

※ 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、すみやかに届出をおこなってください。
(文化財保護法第96条)

発掘調査と判断された場合

埋蔵文化財の保存のため、工事計画等の変更が可能な協議します。協議の結果、埋蔵文化財の現状保存ができないと判断された場合には、記録保存のための発掘調査を実施する必要があります。発掘調査費用は、原則的に、事業主の負担となります。

※個人専用住宅には、国庫補助金の適用があります。

詳細は、職員におたずねください。

福岡市経済観光文化局 文化財部 埋蔵文化財課

〒810-8621 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

TEL: 092-711-4667 FAX: 092-733-5537

ホームページ「福岡市の文化財」 <http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>